

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は44万円、申立期間②は32万円、申立期間③は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年12月8日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給与支給明細一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の給与支給明細一覧表において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は44万円、申立期間②は32万円、申立期間③は45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月頃から 46 年 6 月頃まで

A社B工場に勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時、A社B工場に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶しているA社B工場の元従業員7人が、「申立人は、申立期間において、B工場に勤務していた。」と証言していること、及び申立人は、昭和46年7月からC事業所に就職しているところ、D社E支店が保管する申立人の履歴書の記載内容から、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が無いため、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「A社B工場に勤めていた昭和46年2月頃にC事業所の採用試験を受けて合格し、同年7月から勤務を開始したと思う。」としているところ、D社E支店は、「申立人について、『昭和45年9月29日付けを以って採用試験に合格 昭和45年度第一回F職種職員(乙)G地区採用候補者名簿記載 昭和46年9月28日まで有効 昭和46年7月1日採用』との記録がある。」と回答している。

さらに、A社は、「申立人の雇用形態は正社員ではなく、臨時採用の社員と思われる。」と回答している上、申立期間当時同社B工場において社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立人を厚生年金保険に加入させていなかった

た。C事業所に採用される予定があったからだと思う。」と証言している。

加えて、A社B工場において申立期間中に厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認できる複数の元従業員は、「厚生年金保険への加入は希望制だった。」と証言していることから、同社B工場では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年8月31日まで

A社B事業所に在籍中の昭和52年4月に幹部社員に昇格し、幹部手当と職責手当が支給されるようになった上、その年も定期昇給とベースアップがあったにもかかわらず、標準報酬月額が前年よりも低額となっている。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の給与から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

しかしながら、A社B事業所は、「資料が無いので、申立人の申立てどおりの給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している上、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持していないことから、申立人の主張する給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、昭和52年4月に幹部社員に昇格したことにより、残業手当の1万2,000円は支給されなくなったものの、幹部手当として1万2,000円、職責手当として1万8,000円がそれぞれ支給されるようになったと主張しているところ、A社B事業所は、「申立人は、昭和52年4月に幹部社員に昇格した。」と回答しており、同社B事業所が保管する申立人の社員台帳には、当時、資格手当として1万2,000円が支給されたことが記載されているが、職責手当が支給されたのは53年2月1日からで、その金額は7,000円と記載され

ている。

さらに、申立人が氏名を記憶している元同僚について、A社B事業所の労務担当者は、「昭和55年4月1日に幹部社員に昇格した。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該元同僚の標準報酬月額は、55年9月1日の随時改定により低下していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社B事業所において給与計算事務を担当していた元従業員は、「幹部社員に昇格すると残業手当が無くなり職責手当が支給されるが、残業手当が多かった者は、ベースアップ等があったとしても、前年よりも標準報酬月額が低下することも考えられる。」と証言している。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 27 日から 42 年 3 月 26 日まで
中学校を卒業してA社（入社当時は、B社）C工場に就職し、昭和 42 年 3 月末に退職した。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社本社は、「申立期間当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた。」と回答しているところ、オンライン記録から、A社C工場退職後に、脱退手当金を受給した記録が確認できる女性従業員のうちの2人は、「会社から脱退手当金の説明を受けて、脱退手当金を受け取った。」と証言していることから、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。